

2021年1月12日提出

衆議院議員

浮島 とも子 様

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化している、文化芸術・ライブエンターテインメント産業に関わる全ての事業者へのご支援のお願い。

全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)

理事長 寺田 義雄 (てらだ よしお)

東京都千代田区神田錦町 1-5

TEL03-5577-7844

担当者

全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)

事務局長 寺田 航 (てらだ こう)

東京都千代田区神田錦町 1-5 カワベビル 2FA

TEL03-5577-7844 FAX03-5577-7845

携帯 : 090-6182-7932

MAIL : ko.terada@zenshokyo.or.jp

全照協 HP : <http://www.zenshokyo.or.jp/>

## 【陳情事項】

### ① （国に対しての陳情）

「雇用調整助成金」特例措置や「家賃支援給付金」継続の為、次年度予算においても計上がなされるよう関係機関への働きかけをお願い致します。

### ② （国・地方自治体に対しての陳情）

「雇用調整助成金特別措置」や「家賃支援給付金」の特別支援策を対象業種に絞る場合や、国・地方自治体の施策において支援策が講じられる場合、以下の産業分類について対象業種に指定がなされるよう、関係機関への働きかけをお願い致します。

#### ◆ライブエンターテインメントに関わる事業者が主に用いる産業分類

「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」

#### ◆その他使用する産業分類

「0811一般電気工事業」「0822有線テレビジョン放送設備設置工事業」

「0841機械器具設置工事業」「7021産業用機械器具賃貸業」

「7091映画・演劇用品賃貸業」「8021劇場」

「8096娯楽に付帯するサービス業」「9121労働者派遣業」

### ③ （国に対しての陳情）

将来に生じる危機に対応する為、より解りやすい「ライブエンターテインメント業」「ライブエンターテインメント技術スタッフ業」のようなイベント産業を定義する固有の産業分類の設定がなされるよう関係機関への働きかけをお願い致します。

### ④ （国・地方自治体に対しての陳情）

国・自治体が所有する公共ホールの管理運営業務の業務委託料の不当な減額要請の是正や、利用料金の補填がなされるよう関係機関への働きかけをお願い致します。

### ⑤ （国に対しての陳情）

「フリーランス法的保護とガイドラインの策定」について、ライブエンターテインメント産業に関わる法人事業者側からのヒアリングがなされるよう関係機関への働きかけをお願い致します。

### ⑥ （国・地方自治体に対しての陳情）

事業・産業維持の為、各GO TOキャンペーンや、無利子融資、劣後ローンの金利引き下げ、各地方自治体からの支援策の延長・拡充と、社会保険料や諸税の減免・免除がなされるよう関係機関への働きかけをお願い致します。

## 【陳情理由】

私ども全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)は、コンサート・イベント・スポーツ・演劇・お祭り・学会・テーマパーク・テレビなどの照明事業や、国・地方自治体・民間が所有する公共ホール・芸術劇場・宴会場・国際会議場などの施設管理運営業務を行う、文化芸術やライブエンターテインメント（以下ライブエンターテインメント産業）に従事する事業者が集まった、経済産業省(旧通商産業省) 認可の経済系の業界団体です。

我々ライブエンターテインメント産業は、現時点でもコロナ以前のような公演を開催したくても出来ない状況で、無観客や配信で急場はしのいでいるものの、雇用している従業員を守り続けられるだけの売り上げ・利益を確保する事が難しい状況です。全国各地を回るコンサートツアーの収入が特に大きく、地方公演ができず配信や入場規制の中での公演だけでは、同じ仕事量・機材量でも収入は半分以下となりますし、公演開催にあたって我々事業者は、従業員を出社させて準備作業をする必要がありますが、出社すれば雇用調整助成金対象外となります。さらにライブエンターテインメント産業は主にチケット収入の分配で成り立っているために、基本支払いは全公演終了後となります。

ですが、そのような状況でも、我々ライブエンターテインメント産業に関わる事業者は、従業員を安易に解雇するわけにはいきません。私ども全照協傘下の組合員企業のほとんどが、ギリギリまで銀行融資を取り付け、雇用調整助成金と家賃支援給付金を頼りに解雇をおこなわず、100%の給与支給を続けています。

我々は、物品を売るだけの産業ではなく、従業員の持つ照明機材設置・操作・撤去といった現場での高所作業を伴う特殊技術サービスを提供する産業な為、一般の労働者募集では、特殊技術を持つ人材を集めることができないからです。機材だけではなく、人で成り立つ仕事ですから解雇などできないのです。

ライブエンターテインメント産業の宿命として、基本的には密を前提にした産業であるという事と、出演者やスタッフの感染や、劇場でのクラスター発生が、他産業よりも大きくマスコミに取り上げられることもあり、お客様の安全、スタッフの安全を考えると、公演開催には非常に大きなリスクが伴う以上、入場人数の撤廃がなされても、すぐに産業が回復していくことは難しい状況です。

- ① その中での企業の事業継続に、各種ご支援はどれも必要不可欠なのですが、全照協が過去行った調査で一番有難いと感じているご支援は「雇用調整助成金」「家賃支援給付金」の延長です。来年度予算でこれらのご支援が無くなる、もしくは規模が縮小することがあれば、コ

コロナからの回復が他産業より遅れるライブエンターテインメント産業で連鎖倒産が起こるのは避けられないかと思います。

財源あってのご支援である事は重々承知しており、いつまでも続けるわけにはいかない事も理解しておりますが、そのうえで、ワクチンもしくは対インフル薬剤のような、対コロナ薬剤の開発までは、従前の様に物理的に産業を動かす事が難しい為、何卒、ライブエンターテインメント産業への救済を賜りたく存じます。

- ② ただ、その救済を受けるために危惧している事があります。

我々ライブエンターテインメント産業は、緊急事態宣言発出を受けて地方自治体から休業要請出されるより前の、令和2年2月26日 安倍元総理大臣から全国的なスポーツ、文化イベント等への自粛要請が出されて以降、国民への感染拡大防止のため公演・イベント・番組などの規模問わず、すべて中止を余儀なくされました。

事業の柱である、コンサートなどの公演業務が中止されましたので、アーティストや、公演を主催するプロモーター・制作会社は勿論ですが、我々照明事業者始め、美術・進行・音響・警備・運営補助などの舞台技術会社の収入も、舞台技術会社が業務委託を行う個人事業主も50%、80%減というレベルではなく、ほぼ100%の収入が絶たれている危機的状況でした。

しかし、緊急事態宣言下での地方自治体からの協力金は、地方自治体の要請で休業を行った施設所有者のみを対象としており、施設の中でもしくは施設を借りて業務を行う我々のようなライブエンターテインメント産業に関わる事業者は除外され受け取れませんでした。さらには雇用調整助成金の支給料率の判定に、地方自治体の要請で休業を行ったか否かが関わってきた為に、我々は100%近く収入が無いにもかかわらず10/10料率の特例措置も全産業になるまで受けられませんでした。

その原因の一つが、産業分類ではそもそも「ライブエンターテインメント業」などのイベント産業独自の産業分類が無い事です。現時点で我々ライブエンターテインメントに関わる事業者は「9299その他に分類できないその他の事業サービス業」が主たる産業分類となります。

しかし、「ライブエンターテインメント産業」 = 「9299その他に分類できないその他の事業サービス業」という理解が、国や地方自治体の行政官に理解されておらず、セーフティネットの適応でも非常に苦労しましたし、上記のような支援が受けられない結果に繋がったのだと思います。「雇用調整助成金特別措置」や「家賃支援給付金」の特別支援策を対象業種に絞る場合や、国・地方自治体の施策において支援策が講じられる場合、私どもが使用する

産業分類が、指定業種に漏れないようにして頂きたいという事が切なる願いです。

③ しかし、このような状況はいつまた起きるかわかりません、将来に生じる危機に対応する為にも、より解りやすい「ライブエンターテインメント業」「ライブエンターテインメント技術スタッフ業」のようなイベント産業を定義する固有の産業分類の設定がなされる事を希望します。

④ また、我々の業務の中で、コンサートなどの公演業務のほかに、国・地方自治体・民間が所有する、施設（ホール・劇場・公会堂・会議場・ホテル等）での施設管理業務があり、国・地方自治体の施設では入札で業務委託・指定管理業者を受注いたします。

今回のコロナ渦の影響で、一部の国・地方自治体・財団・事業団から委託料の減額要請がなされるようになりました。入札で受注するという事は、年間予算での事となり減額は不当と考えます。入札後の減額要請は入札制度を根本から揺るがし制度が崩壊します。

委託契約書の中では、施設で働くスタッフ正社員雇用の者のみと記載してあります。

委託料はイコール人件費ですので、減額されれば雇用が成り立ちません。

現在、全国の自治体の一部ですが、来年度の予算において労務上、安全衛生管理上、無理のある人員削減や減額要請が始まっています。

何卒この旨、国・地方自治体や財団・事業団などの担当者に対して是正措置と情報共有を講じて頂きますようお願い致します。

⑤ さらに年内の「フリーランス法的保護とガイドラインの策定」が内閣府、厚生労働省、経済産業省において進んでいるようなのですが、労働者性の定義・解釈によっては、かなりインパクトのある策定になりそうです。

従来フリーランスで業務委託取引をしていた方々との受発注が大きく変わる可能性があります。一人親方を参考に契約書の作成・締結や、労災保険の特別加入に関しても加入を促す事は以前から行っていましたが、当人たちの反発が強く難しい状況が続いていました。

フリーランスの労働者性とともに、フリーランスの事業者性の検討も是非して頂きたいと思えます。類似産業である建設業の一人親方の作業実態は、ITフリーランスと働き方は全く異なります。指揮監督されず、自由な時間に働ける工事現場の一人親方は存在しないかと思います。

「フリーランス法的保護とガイドラインの策定」に関しては、我々ライブイベント産業に関わる「事業者・フリーランス双方の声」も反映して頂きたく、担当省庁・担当者によるヒアリングと情報開示をお願いいたしたく存じます。

- ⑥ ライブエンターテインメント産業はコロナ渦で疲れた国民の心を癒し、明日からの労働活力を与え、生産性向上に寄与できる産業であると思っていますし、コロナ渦の目途が立った後は、必ずこれまで以上の産業に成長していきます。
- 今しばらく、ライブエンターテインメント産業がコロナ渦を耐え忍べるご支援を賜りたく存じます。

何卒、ご厚情のほどよろしくお願い申し上げます。